

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	局長	次長	係長	担当	担当		文書取扱主任	

第11回 総務文教常任委員会会議録

開催年月日	平成28年3月9日(水曜日)	開会13時28分	閉会14時22分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	菊井事務局長	
	議長		竹谷次長	
欠席委員				
説明員	別紙のとおり			
議件	別紙のとおり			
議事の概要	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	(1) 地方創生加速化交付金申請事業の概要について			
	2 質問第1号 平和都市宣言について(平成28年3月3日付託)			
	(1) 質疑			
	(2) 討論			
	(3) 採決			
	・冒頭、千田副市長から挨拶があった。			
	・所管から説明を受け、質疑を行い、討論、採決の結果、全会一致で可と答申すべきものと決定した。			
	3 その他について			
	なし。			
	4 次回委員会の日程について			
	正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 関藤龍也				

平成28年3月7日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成28年3月3日付け滝議第202号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

副市長	千 田 史 朗
総務部長	中 島 純 一
総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部企画課長補佐	稻 井 健 二
総務部企画課秘書室係長	木 村 雅 人

(総務部総務課総務係)

第11回 総務文教常任委員会

日 時 平成28年3月9日 (水)
13時30分～
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1 所管からの報告事項について

(1) 地方創生加速化交付金申請事業の概要について (口頭) 企画課

2 諒問第1号 平和都市宣言について (平成28年3月3日付託)

(1) 質疑

(2) 討論

(3) 採決

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第11回 総務文教常任委員会

H28.3.9 (水) 13:30~

第一委員会室

開会 13:28

委員長 第11回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席。議長の出席をいただいております。傍聴として、館内議員、木下議員、東元議員が出席しております。

1 所管からの報告事項について

委員長 所管からの報告事項に入ります。(1)、地方創生加速化交付金申請事業の概要について説明を求めます。

(1) 地方創生加速化交付金申請事業の概要について

稲井課長補佐 去る、3月7日の議会運営委員会において、現在、申請中の地方創生加速化交付金に関する質疑がありましたことから、本日、所管する総務文教常任委員会において説明させていただきます。国の平成27年度補正予算において、地方創生加速化交付金1,000億円の予算が盛り込まれたところです。本交付金の交付対象事業は、平成27年11月27日以降、かつ平成27年度内に地方公共団体の予算に計上され、ほかの地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業に限るとされており、先駆性についての評価項目や審査の配点も示されております。現状については、滝川市は2月中旬に5つの事業について国に申請を行っておりますが、2月23日の閣議後記者会見において、石破地方創生担当大臣より1,000億円の予算に対し、都道府県、市町村合せて1,625団体から1,253億円の申請があつた旨の報告がありました。滝川市の申請は、計5事業であり、1つ目は、中空知地域への就業、移住を促進するため、人材不足に悩む中空知の企業情報や圏域で暮らす魅力を都市部などに情報発信する広域連携事業。2つ目は、東京圏などの都市部または地域の高齢者等が希望に応じ、地方や街なかに移り住み地域住民や多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療や介護を受けることができるような地域づくりを生涯活躍のまち構想、あるいは日本版CCRCと申しますが、滝川版CCRCを推進するための基本計画策定及び調査事業となります。3つ目は、農業関連として、通年での就業環境を整えるための冬のしごとづくり、地域農産物の付加価値向上へ向けた農商工連携や販路開拓の推進を図ります。食と農を生かした雇用創出と地域産業の育成支援事業でございます。4つ目は、滝川市が連携地方公共団体の1つとして参画をし、8自治体が協力をして行う日本で最も美しい村づくり推進事業でございます。5つ目は、北海道空知総合振興局が中心となりまして、空知管内全ての自治体が参画をし、移住、物産振興、企業誘致などの情報発信を行います北海道空知と首都圏との交流基盤創造事業。この5つでございます。以上、概要についてご説明させていただきました。現在、国が審査を行っておりますが、内示はいただいておりませんが、事業採択後、交付金額の見通しがたちましたら改めて、所管の常任委員会で事業の説明をさせていただき、市議会で補正予算の審議を賜りたいと存じますので、よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

ここで、若干休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:35

委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

2、諮問第1号 平和都市宣言について（平成28年3月3日付託）。それでは、3月3日の本会議において、本委員会に付託されました諮問第1号、平和都市宣言についてを議題とし、審査を行います。

2 濟問第1号 平和都市宣言について（平成28年3月3日付託）

委員長

審査に入る前に冒頭、千田副市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。千田副市長。

千田副市長

委員長から発言のお許しが得られましたので、冒頭、一言お願い申し上げます。平和都市宣言文については、このたびの第1回市議会定例会本会議において、ご提案をさせていただき、総務文教常任委員会へ付託をいただいたところでございます。本宣言については、滝川市の末永い平和を願い、滝川市民そして未来を担う子供たちのために、滝川市の新たな宣言の1つとして加えていただきたいと考えております。委員の皆様におかれましてはご審議のほどよろしくお願いします。

委員長

なお、千田副市長におかれましては、他の用務があるため、ここで退席いたします。

それでは審査に入りますが、審査の進め方について確認します。

本件の審査は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定します。

初めに、所管から諮問第1号について簡潔に説明していただいた後、各委員から質疑を受けます。質疑終結後、一度、休憩をとり、会議を再開して、討論及び採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定します。

また、討論は、各会派の代表の方に行ってもらうこととし、その順番は、会派清新、会派みどり、新政会、日本共産党の順とすることによろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっておりますので、ご了承願います。それでは、所管の説明を求めます。

木村係長

平和都市宣言について、1月28日の総務文教常任委員会において、頭出しをさせていただき、委員の皆様はもとより、その後、各会派の議員の皆様にもご意見を頂戴しながら2月18日の総務文教常任委員会で報告。このたびの第1回市議会定例会本会議において、提案させていただいたところです。この宣言は、滝川市のほかの宣言と同様に、今後末永く引き継いでいかなければいけないものとして、滝川市ならではの内容で作成したところあります。また、1月28日の総務文教常任委員会でお示しした宣言文とこのたびの宣言文において、基

本的な考え方の変更はありませんが、議員の皆様にご意見を伺う中で、文言整理等を行いまして、より平易な表現にさせていただいております。また、内包すると当初、説明させていただいた核兵器という言葉については、より伝わりやすくというために宣言文自体に盛り込んだところでございます。

1月28日の総務文教常任委員会で清水委員から質疑のあった道内35市の宣言状況について、さきに説明した28市というのは誤りで、29市でしたので、おわびをして、訂正いたします。今後、市民の皆様への周知方法については、広報やホームページの掲載、またポスターを作成しております、学校や市内の公共施設へ掲示を行うほか、各種行事における周知につきましても関係する所管と連携してまいりたいと思います。委員の皆さんのご審議のほどよろしくお願ひします。

(1) 質疑

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

本間

この宣言自体については、特にありませんが、この宣言を行ってこれに基づいて、その後どのような活動を想定されているのか、今考えていることがあれば伺います。

木村係長

先ほど申し上げた広報、ホームページ、ポスターの掲示はもちろんなのですが、小学校3、4年生の社会科の授業で使われている「わたしたちの滝川」という社会科副読本がありまして、次期の改訂は平成33年になるのですが、そちらのほうに滝川市で宣言しているほかの宣言文も全て掲載されておりますので、この平和都市宣言についても次期改訂の際には掲載していただいて、社会科の授業で学習をしていただくということをメーンで考えています。また、さまざまな行事関係でも平和や戦争を主題にしたようなテーマの行事において、宣言文もあわせて掲示をしていただけたらと考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

柴田

今の説明の中で、ポスターを作成していると説明されたのですが、ポスター作成の準備を進めているということでよろしいですか。

木村係長

ご指摘いただきましたとおり、ポスター作成の準備を取り進めております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水

宣言文の第2段落以降、「争い」という言葉が出てきます。そこで、宣言文は凝縮された中身でもありますので、以降の質疑は表現の確認をしたいと思います。

「争い」というのは、戦争、武力行使、テロリズム、暴力など、人命に脅威を与える行為を指すと理解をしますが確認します。

一方、「争う」の意味は、国語辞典では、「競争する。張り合う。けんかする。」などの意味があり、「争い」は、「勝とうとして競うこと。けんか。いさかい。」などの意味がある。漢和辞典では「争う」は、「競う。取り合う。言い争う。」の意味がある。もちろんこれら一般の行為を含むなど広い意味を持つ文言であることに留意しつつ、人命にかかわる争いをしないという意味と考えるがどうか確認をします。

次に、第3段落で「わが国が世界で唯一の被爆国として」という表現がありますが、広島と長崎に落とされた2つの原爆は、人類がこれまで経験したことがない破壊力で、その年の暮れまでにそれぞれ14万人、7万人の命が奪われました。世界で唯一、原爆の被害を受けた国民として、世界中にその悲惨さを伝え

ていく独自の役割があると理解してよろしいか伺います。

次に、「戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずに」という部分ですが、参考資料では、「私たちは過去の体験から、戦争の愚かさや虚しさ、悲しみ、核兵器の恐ろしさを体験し、理解した上で、二度と起こしてはいけないという反省のもとに今日があります。」と述べていることは重要と考えます。過去の体験は、第二次世界大戦、太平洋戦争、日中戦争、アジアに対する侵略と植民地支配、日清・日露戦争など、国と国、民族と民族の争い。それらを忘れずにということが重要だと考えます。今でも多くの見解の違いが国民の中でも、国と国の中でも残っています。しかし、いつまでも忘れずに理解への努力を積み重ねることが、二度と起こしてはいけないという反省につながるということで理解してよろしいか伺います。

次に、「核兵器と争いのない世界の実現を強く望みます。」という部分ですが、一方で、核兵器を持つ国、またその兵器の威力、種類や数がふえています。このような、広島、長崎で落とされた原爆と違う、新たな世界の現状をなくしていく内容と理解しますがいかがでしょうか。

次に、第4段落ですが、「そのために、滝川市がこれまで深めてきた国際交流の輪をさらに広げて、世界中の人々と互いの個性を理解し尊重していきます。」とされています。「そのために」と方法論について述べている。どの場合でも必要なことは、参考資料にある説明が重要と考えます。「お互いの違いを知り、違いを認めた上で相手を理解するための努力をする。共通する事、歩み寄る方法を見つけて共有し、相手との関係を築いてくことが平和に繋がる第一歩になると確信しています。」という内容について、市民がこの深い意味を理解し、実践できるよう滝川市が努力することが重要と考えます。この実践は大変だと思いますが、具体的にどのように進められるのか伺います。

宣言の位置づけについて伺います。

まず、健康都市宣言、環境都市宣言は、地方行政と具体的かつ大きく関係しており、高い水準の健康行政・環境行政を行うことにより実現することができます。一方、平和都市宣言は地方行政そのものではなく差があると思います。そこで、教育、啓蒙、生涯学習、国際交流などでの実践を意識的に行っていくことが必要と考えます。ただいまの本間委員へのご答弁で次期の「わたしたちの滝川」、また当初の説明の中で広報やホームページ、またポスターを準備中ということ、また各種行事での周知などが述べられておりますが、こういったことを末永くということなので、意識的に行っていくということが必要だと考えますがいかがでしょうか。

次に、第5段落の「平和な未来を子どもたちにしっかりと引き継いでいくことを誓い」に関連して、参考資料では、「市民一人ひとりが戦争とは何か、平和とは何かを考え、争いの無い平和な世界の実現のために（中略）子どもたちに引き継いでいくことを誓い、」と述べています。これも平和とは何かを考えることの重要性について述べていますが、同時に子どもたちに引き継いでいく使命について述べています。特に学校教育でどのように位置づけていくのか伺います。次に、滝川から発信するという必要性について伺いますが、「テロリズム」という文言が入った平和都市宣言は、世界が直面する新たな脅威への宣言でもあります。また、第4段落の「世界中の人々と互いの個性を理解し尊重していきます。」という記述も、争いをなくしていくために広げていかなければならぬ重

重要な考え方です。これらをさまざまな機会を通じて発信、発信というのは、滝川市内へというわけではなく、滝川から発信をという意味で伺います。核兵器のない世界の実現のために、平和首長会議での活動、また市民団体との協力などについて、可能な限り行う姿勢を持つべきと考えますが、お考えを伺います。

木村係長

第2段落の1点目、戦争、武力行使、テロリズム、暴力など、人命に脅威を与える行為を指すと理解するが、その確認についてですが、これは、まさにそのとおりだと考えております。

また、1点目につながる「争う」の意味は、国語辞典では、「競争する。張り合う。けんかする。」などについての質疑ですが、確かに宣言文中の「争い」という表現は、全国的に宣言文を調べた中では戦争とうたっているところも多いのですが、昨今の事情によって戦争だけではなく、紛争やテロリズム、暴力行為、そういうものを総称してそのような表現をしたいという思いがあったので、この「争い」という言葉になりました。決して、競争するとか競うという意図を持った「争い」という言葉ではありません。そういう広い意味で争うという表現を使っております。

第3段落の1点目、わが国が世界で唯一の被爆国としてと、広島と長崎に落とされた2つの原爆は、人類がこれまで経験したことがない破壊力で、世界中にその悲惨さを伝えていく独自の役割があると理解してよいかということですが、平和都市宣言を実施しているほかの自治体と同様に宣言を通じて、核兵器の恐ろしさや戦争のむなしさ、また平和の大切さを訴えていくことが重要であると考えております。また具体的に1階ロビーで年に1回開催されている原爆写真展があるかと思いますが、そういうところにも宣言文をあわせて掲示していただくということもできないか考えているところです。

第3段落の2点目、「戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずに」ということで、参考資料の「私たちは過去の体験から、戦争の愚かさや虚しさ、悲しみ、核兵器の恐ろしさを体験し、理解した上で、二度と起こしてはいけないという反省のもとに今日があります。」と、二度と起こしてはいけないという反省につながるということで理解してよろしいかということですが、まさにそのとおりだと考えております。

第3段落の3点目、「核兵器と争いのない世界の実現を強く望みます。」ということで、核兵器を持つ国、またその兵器の威力、種類や数がふえています。このような、新たな世界の現状をなくしていく内容と理解するがという質疑ですが、おっしゃるとおり、核兵器だけではなく、そういう争いを含めてなくしていきたいという願いを込めております。

第4段落、「そのために、滝川市がこれまで深めてきた国際交流の輪をさらに広げて、世界中の人々と互いの個性を理解し尊重していきます。」ということで、「そのために」と方法論について述べている。市民がこの深い意味を理解し、実践できるよう滝川市が努力することが重要と考えるが、この実践は大変で、具体的にどのように進められるのかということですが、当然現在行っている交流の事業については、より多くの人に知っていただいて、参加をしていただけるように紹介をしていかなければならないのかと思っています。また市民の皆さんのが地元のこと、自分たちのことをより深く知って、滝川市を訪れる人たちに滝川市のことや自分のことを伝えられるような取り組みができるということ

が理想だと考えています。どのような機会を設けることができるのか、具体的に思い浮かんでいるものは、先ほど申し上げたようなことしかないのですが、そういった部分を関係する所管と連携しながら、周知に努めていきたいと思っています。当然ながら、滝川市としてよりわかりやすい情報発信、現在、過去、未来を含めて、そういったものが大切であると考えております。

宣言の位置づけということで、健康都市宣言、環境都市宣言は、地方行政と具体的に関係していることとの比較で、教育、啓蒙、生涯学習、国際交流などでの実践を意識的に行っていくことが必要と考えるということですが、これもまさにそのとおりだと思います。教育現場でポスター等の掲示もそうなのですが、先ほども申し上げたとおり、小学校3、4年生の社会科で使用する社会科副読本は、何十年も使われている社会科の教科書と同様に使用する副読本であります。こちらで継続的に学校においては、学習をしていただく。その宣言文を学習していただく中で、戦争やテロリズムといったものをあわせて学習してより理解を深めていただくということが必要だと思います。

第5段落、「平和な未来を子どもたちにしっかりと引き継いでいくことを誓い」について、特に学校教育でどのように位置づけていくのかということですが、これについては、ほかの宣言文同様に滝川市民の指針として、位置づけていきたいと考えています。

滝川から発信することについて、「テロリズム」という文言が入った平和都市宣言は、世界が直面する新たな脅威への宣言で、また、争いをなくしていくために広げていかなければならない重要な考え方であり、これらをさまざまな機会を通じて発信をということですが、当然、市内で開催される平和、戦争をテーマにした事業、イベント等を含めて、宣言を紹介していただく。例えば、資料を配付するようなものには、宣言文も印刷をしていただくというようなお願いもしていけるのではないかと思っておりますし、また市外に向けて、ホームページでの発信ももちろんそうなのですが、また平和首長会議にも参加をしておりますので、そちらのほうでも滝川市がこのたび平和都市宣言をしたということは、もちろん報告をいたしますので、全国のほうにもそういった形で周知されると理解しています。

最後の質疑について、核兵器のない世界の実現のために、平和首長会議での活動、また市民団体との協力などについて、可能な限り行う姿勢を持つべきということですが、当然、可能な限り協力していきたいと考えております。

若干、補足をさせていただきます。

宣言文の中にも平和な未来をしっかりと次代の子どもたちに引き継いでいくと最後、締めくくらせていただいております。先ほど、周知の方法、あるいは学校教育において、どういうような周知を図っているのかという話もありました。社会科副読本の例と公共施設を初めとした学校施設への掲示の話もさせていただきましたが、今後は、市、教育委員会、さらには校長会を通じて、広く滝川市がこうした平和都市宣言をするに至った経緯、経過も含めて、お話し、お伝えをするとともに、その学校現場における平和に関する勉強、授業の中で、滝川市が置かれていた状況を世界的な感覚で見ながら、それを踏まえて、そういうような経緯、宣言するに至ったということを今一度我々も出向くなどして、理解を求めて広く普及に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

深村課長

- 委員長 ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)
- 委員長 ほかに質疑がないようですので、以上で諮問第1号に対する質疑を終結いたします。
- 委員長 ここで、若干休憩いたします。再開は、14時15分といたします。
休憩します。
- 休 憩 14:02
再 開 14:13
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
これより討論に入ります。
- (2) 討論
- 委員長 会派清新、柴田委員。
柴 田 私は会派清新を代表し、本委員会に付託された諮問第1号 平和都市宣言について、以下賛成の立場で討論いたします。
- 平和を希求することは人類全ての願いであり、世界唯一の被爆国として戦争のむごさと核の非人間性を語り継ぐことは現代に生きる日本人の使命であります。現在の世界は冷戦を終え、世界を巻き込む大きな戦争が起こり得る情勢ではないものの、世界各地で起こるテロリズムや宗教間対立、また北朝鮮などによる核開発と朝鮮半島情勢の不安定化、中国の海洋進出などによるアジアの緊張拡大など、平和を脅かす芽が世界各地で湧き出ています。滝川市のこの宣言は全国を見ても遅いものとなりましたが、このような世界の情勢を見ると、まさに時節を得た高い評価を受けられるものであると考えます。これまで多くの私の先輩議員が求めてきた平和の礎となるべき銘文を、英断を持って、本定例会に提出された前田市長に対し心から敬意を表するとともに、本宣言を契機として世界中の子供たちの未来に平和が訪れる事を祈念して、討論といたします。
- 委員長 会派みどり、渡邊委員。
渡 邊 会派みどりを代表して、諮問第1号 平和都市宣言について、可とする立場で若干意見を付して討論を行います。人類の希求するところは、戦争、紛争のない平和な世界を築き上げることと解するところであります。現在、世界の至るところで銃声が響いている現状を鑑みると、一地方都市としても平和宣言の声を上げるべきと考えます。この宣言が、いかに広く市民に浸透し、理解してもらえるかが問われるものであり、子供から大人の人たちが、どこでもこの宣言が目につくような工夫が必要と考えます。その措置を、しっかりとできる体制の構築をお願いしまして討論といたします。
- 委員長 新政会、本間委員。
本 間 新政会を代表し、総務文教常任委員会に付託されました諮問第1号 平和都市宣言について可とする立場で討論いたします。
- 美しい地球と豊かな自然を愛し平和を願う心は、人類が永遠に持ち続けなければならぬものです。しかしながら、世界では今もなお地域紛争やテロリズムなどにより、人間の生命や尊厳を踏みにじる行為が繰り返されており、核兵器の存在や核実験の実施は、人類の未来に深刻な脅威と不安をもたらしております。私たちは、世界で唯一の核被爆国の中の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴え続ける必要があります。そして、困難も多かった歴史の中で先人が育んできた平和な社会、文化や伝統そして豊か

な自然を次の世代につないでいくことが、今を生きる私たちの使命だと感じております。また、国際交流を得意とする滝川市民が、思想や人種、宗教、文化などの違いを越えて、世界の平和を願い行動することは大変意義深いことであります。平和都市宣言を提案された前田市長はじめ職員の皆様に敬意を表し、賛成討論といたします。

委員長

清水

日本共産党、清水委員。

私は、日本共産党を代表し、2016年3月3日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました諮問第1号 平和都市宣言についてを可とする立場で討論を行います。賛成理由は以下のとおりです。

第一に宣言は、世界各地では多くのとうとい人命が奪われる争いが絶えませんと述べ、続く段落でも戦争やテロリズム等によって、多くのとうとい人命が奪われるなど争いが絶えませんと明記しています。人命のとうしさを強調する宣言を大きく評価します。第二に宣言は、唯一の被爆国の体験と戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずに核兵器と争いのない世界の実現について明記しています。今、核兵器の所有国がふえ、所有数は1万発を超えています。また使用の可能性や核抑止力について、たびたび世界の国家首脳が発言しています。人類を滅亡させ得る核兵器のない世界は人類共存にとって、不可避的な課題です。この点で、1月28日の総務文教常任委員会で私が求め、また滝川原水協や新日本婦人の会などが申し入れで求めた、核兵器をなくす意味の文言が明記されたことを大きく評価します。第三に宣言は、戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずにと明記しています。この点について参考資料は、私たちは過去の体験から、戦争の愚かさやむなしさ、悲しみ、核兵器の恐ろしさを体験し、理解した上で二度と起こしてはいけないという反省のもとに今日がありますと述べています。過去の戦争でアジアだけでも数千万人に上る死傷者を出した経過には、さまざまな見解があります。これからも未永く歴史を調べ、議論し、学ぶことを続けることが、再び過ちを繰り返さない保証になります。第四に宣言は、とうとい人命を奪う争いをなくす方法論について滝川市がこれまで深めてきた国際交流の輪をさらに広げて、世界中の人々と互いの個性を理解し尊重していきますと明記しています。参考資料は互いの違いを知り、違いを認めた上で相手を理解する努力をする。共通すること、歩み寄る方法を見つけて共有し、相手との関係を築いていくことが平和につながる第一歩になると確信していますと述べています。これは簡単ではない方法論ですが、世界で起きている悪循環に終止符を打つ方法はこれしかありません。最後に、健康都市宣言、環境都市宣言が、地方行政と日常的・具体的に関係していることと比較すると、平和都市宣言の実践には、特に教育、生涯学習、国際交流、啓蒙活動などの実践を意識的に行っていくことが必要です。そして、平和首長会議の活動に積極的に協力することや、平和な世界を実現しようと活動するさまざまな団体、個人と思想信条の違いを越えて協力していく必要性を強調し、賛成討論とします。

委員長

以上で討論を終結します。

(3) 採決

委員長

これより、諮問第1号 平和都市宣言についてを採決いたします。

本件を、可と答申すべきものと決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 委員長 異議なしと認めます。
よって、本件は、可と答申すべきものと決しました。
お諮りいたします。
委員長報告書につきましては、正副委員長にご一任願えますか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定させていただきます。
- 2 その他について
- 委員長 委員から何かありますか。
(なしの声あり)
- 委員長 事務局から何かありますか。
(なしの声あり)
- 3 次回委員会の日程について
- 委員長 次回委員会の日程につきましては、正副委員長に一任願えますか。
(異議なしの声あり)
- 以上で第11回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 14:22